



平成 23 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ファーストエスコ  
代 表 者 名 代表取締役社長 島崎知格  
(コード番号:9514 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役財務経理部長 小池久士  
( TEL. 03-3538-5881)  
URL. <http://www.fesco.co.jp/>

### 第三者割当てによる第 10 回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）の 取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成 22 年 3 月 15 日に発行いたしました第三者割当てによる第 10 回新株予約権（希薄化防止型行使価額修正条項付）につき下記の通り全新株予約権を取得し、消却することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 1. 取得する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称	株式会社ファーストエスコ 第 10 回新株予約権
(2) 発行期日	平成 22 年 3 月 15 日
(3) 取得価格	新株予約権 1 個あたり 220 円
(4) 取得する新株予約権の数	4,200 個

#### 2. 新株予約権の取得及び消却の理由

当社グループは、主として、顧客企業に省エネルギー設備導入等の省エネルギー支援をすることを目的とした事業である「省エネルギー支援サービス事業」及び木質バイオマス等を燃料とする新エネルギーによる発電事業である「グリーンエナジー事業」の 2 つの事業分野を営んでおりますが、従来よりグループ全体での収益黒字化に向け様々な構造改革を実施してまいりました。

これら 2 つの事業の主要な部分を占める発電設備について、より効率的な設備への改修や安定的な運用を図るため機器の交換、メンテナンスコストの低減のための新たな設備の導入等を計画してまいりました。この資金調達のため平成 22 年 3 月に三田証券株式会社を割当先とする新株予約権の発行を実施いたしましたが、平成 22 年 3 月及び 4 月に一部が権利行使されたものの、そのほとんどが未行使のまま残留しており当初想定  
の資金調達を実施できておりません。この状況を踏まえて、新たな資金調達の施策を講ずる必要が生じ、平成 23 年 2 月 10 日に第三者割当増資により資金調達を実施することを決定しております。

これにより、本新株予約権に基づく資金の調達は不要と判断したため、発行要項に基づく取得及び消却を決議いたしました。

3. 新株予約権の取得日及び消却日

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 新株予約権の取得日 | 平成 23 年 3 月 7 日 |
| (2) 新株予約権の消却日 | 平成 23 年 3 月 7 日 |

4. 今後の見通し

当該新株予約権の取得及び消却が当期の業績に与える影響は軽微であり、業績予想の修正はありません。

以 上